平成２１年（フ）第１４１１号
神奈川県茅ヶ崎市松浪２丁目９番15号
債務者　水島久美子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４４１号
横浜市栄区飯島町1521番地１　レオパレスウインドワード204
債務者　福山　理奈
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４６２号
神奈川県茅ヶ崎市浜見平８番２―404号
債務者　鈴木百合江
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４６６号
横浜市西区中央２丁目５番15号　ひろしやビル401号
債務者　齋藤　博文
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４７９号
横浜市神奈川区羽沢町1218番地１　ドミール稲荷Ｂ―202号
債務者　濱元　美保
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４８３号
横浜市鶴見区東寺尾１丁目２番８号　酒井荘２Ｆ９、住民票上の住所横浜市鶴見区東寺尾１丁目２番８号　酒井荘２Ｆ７
債務者　渡辺　孔子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５４６号
横浜市磯子区洋光台４丁目32番30号　カーサＫⅢ101号
債務者　黒川　千鶴（旧姓上田・松尾）
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５６８号
横浜市旭区市沢町700番地４　レオパレスフロール市沢101
債務者　水引　宣重
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６０４号
神奈川県大和市西鶴間１丁目21番10号　石井荘103
債務者　石井　健一
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７１６号
横浜市旭区若葉台３丁目８番906号
債務者　松藤　勝祐
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２２３号
横浜市瀬谷区阿久和東３丁目50番地38
債務者　前田　邦男
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４８４号
横浜市鶴見区市場富士見町２番17号　内藤アパート101
債務者　山中　　厚
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５２４号
横浜市神奈川区大口通50番地の２　コーポ内田103
債務者　三上　悠機
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６３号
岡山県倉敷市水島西常盤町11―２　Ｎコーポ202号、住民票上の住所岡山県高梁市宇治町穴田363番地
債務者　藤後　晶子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９８号
岡山市北区清心町３番25号
債務者　北山　孝三
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６３号
岡山市北区辛川市場242番地１　斎藤コーポ102
債務者　進　寿美子（旧姓中務）
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部